

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	推進器損傷
発生日時	令和元年12月21日 15時00分ごろ
発生場所	山口県長門市川尻岬北東方沖 長門川尻岬灯台から真方位066° 2.1海里付近 (概位 北緯34° 27.3′ 東経131° 00.7′)
事故の概要	引船しまふじは、起重機船のえい航作業中、えい航索が推進器に絡まり、運航不能となった。
事故調査の経過	令和2年1月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 しまふじ、19トン 139-17広島、メイクマリン有限会社（船舶所有者）、内海船舶有限会社（船舶借入人） B 起重機船
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	推進器翼の1枚に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、船長Aほか2人が乗り組み、作業員2人が乗った起重機船をえい航中、船長Aが、えい航索に傷みが生じていることに気付き、起重機船の右舷側に本船の右舷側を着けてえい航索の交換を行ったのち、船橋で操船を行い、えい航索の長さから前進として左回頭できないので、後進を掛けて徐々に起重機船から離れていたところ、突然振動を感じ、主機が停止して運航不能となった。 本船は、起重機船のえい航を僚船に託したのち、船舶借入人が手配した引船によって関門港にえい航された。 船長Aは、えい航索の一部に初めてワイヤロープを使い、えい航索のワイヤロープの部分が思っていたよりも速く沈下しており、本船の下方にえい航索が入り込み、推進器に絡んで主機が停止したものと本事故後に思った。
分析	本船は、えい航索の一部に初めてワイヤロープを使って交換後、船長Aが、それまで使用していたロープの時と同様に操船して後進させたことから、沈下が速かったワイヤロープのえい航索が本船の下方に入り込み、推進器に絡んで主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、えい航索の一部に初めてワイヤロープを使って

	<p>交換後、船長が、それまで使用していたロープの時と同様に操船して後進させたため、沈下が速かったワイヤロープのえい航索が本船の下方に入り込み、推進器に絡んで主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 機関を使用してえい航物件から離れる場合は、えい航索の状況を確認すること。</li></ul>